

玉 城 町 耐 震 改 修 促 進 計 画

平成 20 年 6 月

玉 城 町

【目次】

I	はじめに	
1	耐震化の必要性と玉城町耐震改修促進計画の策定	1
2	耐震改修促進計画の位置づけ	2
3	耐震改修促進計画の目的等	3
II	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
1	想定される地震の規模と被害の状況	5
2	耐震化の現状	10
3	耐震改修等の目標	14
4	市町が所有する建築物の耐震改修等の目標	19
5	耐震診断結果等の公表	
III	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	22
2	耐震診断・耐震改修の促進のための支援策	23
3	安心して耐震改修をおこなうことができる環境の整備	
4	地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業	
5	重点的に耐震化を促進する区域の設定	28
IV	建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発方策	
1	地震防災マップ作成・公表	29
2	相談体制の整備及び情報提供の充実	29
3	パンフレット等の活用、講習会の開催	30
4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	31
5	町内会等との連携	31
V	その他耐震改修等の促進に関し必要な事項	
1	関係団体によるNPO等の設置と事業概要	32
VII	耐震改修の促進に向けて	34

はじめに

1 耐震化の必要性と玉城町耐震改修促進計画の策定

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、約 6,400 人を超える犠牲者を出し、そのうち約 8 割の人が住宅の倒壊等による圧死でした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和 56 年 5 月以前）の建築物に集中し、それらの建築物が集積しているような地域では、道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生の切迫性も指摘されており、そのような大規模な地震が発生すると、その被害も甚大なものと想定されています。玉城町も、「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域」に指定されており、大規模な地震の危険性が高い地域といえます。

自然災害である大規模地震は、その発生を阻止することはできません。しかし、大地震から生命や財産を守るための施策を講じ、実施していくことで、その被害を最小限に抑えることは可能です。大規模地震の人的被害・建築物等の経済的被害については、住宅や建築物が壊れることにより被害が大きくなるのが、これまでの地震の経験からわかっています。そのため、住宅や建築物の耐震化を進め、壊れにくくすることが、多くの生命や財産を守るために有効かつ効率的な方法であるといえます。

国においても、「東海地震、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成 17 年 3 月）」では、10 年後に死者数及び経済被害額を現在の被害想定から半減させるという目標の達成のためには、住宅や建築物の耐震改修が最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきとされました。また、中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）」に、住宅や建築物の耐震化が全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」と位置づけられました。

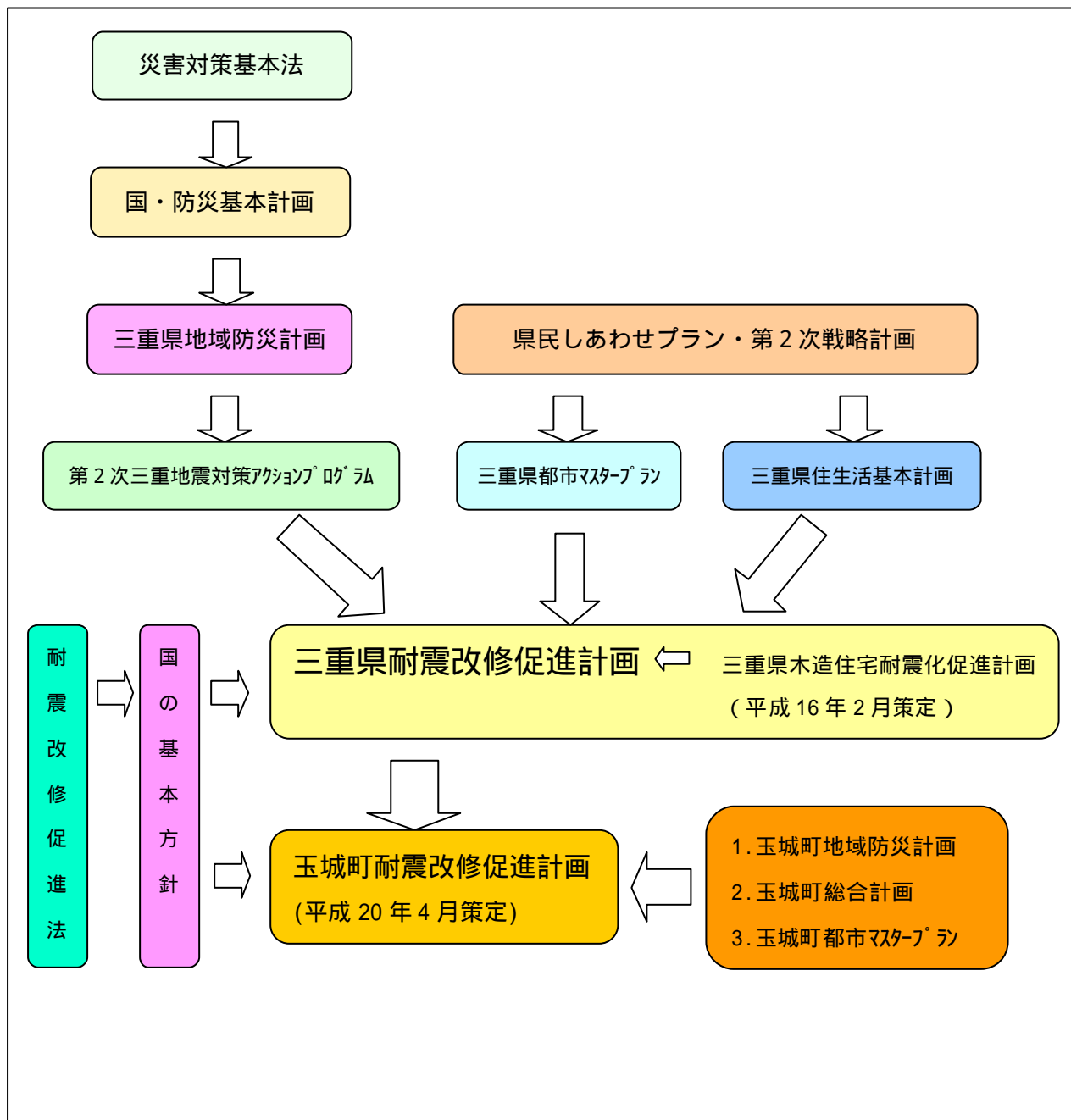
このような背景のもと、建築物に対する指導の強化や耐震改修に係る支援策の拡充を図り、住宅や建築物の計画的かつ緊急な耐震化を推進するため、平成 17 年 11 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」が改正され、それぞれの公共団体において、住宅・建築物の計画的な耐震改修が実施されるよう、「耐震改修促進計画」を策定することとなっており、平成 18 年度に「三重県耐震改修促進計画」が策定されています。

玉城町においても、「玉城町地域防災計画」を策定し、住宅や建築物の耐震化を進めていますが、大規模な地震はいつ発生するかわかりません。そのため、住宅や建築物の耐震化をこれまで以上の迅速さで促進し、町民の生命と財産を守るために「三重県耐震改修促進計画」で定められた内容を踏まえ、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策を定めた「玉城町耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

2 耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、「三重県耐震改修促進計画」、「三重県都市マスタープラン」、「第2次三重地震対策アクションプログラム」、「三重県住生活基本計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、「玉城町都市マスタープラン」、「玉城町地域防災計画」、「玉城町総合計画」の計画の内容を踏まえ、玉城町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

図 - 1 玉城町耐震改修促進計画の位置づけ



3 耐震改修促進計画の目的等

1. 耐震改修促進計画の目的

本計画の目的は、住宅・建築物の耐震化の目標を定め、取り組むことにより、**玉城町内**における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

国の中央防災会議において、大規模地震に対して今後 10 年間で死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の 75%から 90%に引き上げる目標数値が設定されています。また、「三重県耐震改修促進計画」においても、平成 27 年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の 70%から 90%に引き上げる目標数値が設定されています。

国や県が示す減災目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、「耐震改修促進法」に基づき、国の基本方針や、**玉城町**において想定される地震の規模・被害状況や、耐震化の現状及び関連計画で定められている目標を勘案し、具体的な目標を設定し住宅・建築物の耐震化を促進するための計画を策定します。

2. 耐震改修促進計画の計画期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度末までとし、住宅・建築物の耐震化の取り組みを行います。

また、耐震化の実施状況や社会情勢を勘案し、原則として 5 年ごとに計画内容を検証するとともに、必要に応じて適宜、計画の内容や目標を見直します。

3. 耐震改修促進計画において対象とする建築物

町民の生命・財産を守るためには、全ての住宅・建築物について、地震に対する安全性を確保する必要があります。

本計画では、特に耐震化を促進することが必要である建築物として、次の建築物のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合していないもの（耐震強度が不足している建築物、ただし違反建築物を除く）を対象に、耐震化を促進していきます。

(1) 住宅

玉城町民のみなさんの生命・財産を守り、地震災害に起因する被害の軽減という視点から最も重要な施設として住宅の耐震化について、積極的に促進していきます。

(2) 特定建築物

耐震改修促進法第 6 条に規定する次の建築物（以下、「特定建築物」という。）について耐震化を促進します。

多数の者が利用する建築物で政令で定める規模以上のもの

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

本計画において地震発生時に通行を確保すべき道路として指定する沿道の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの

(3) **公共建築物**

公共建築物については、災害時の活動拠点や避難場所等として重要な建築物となることから、特定建築物に該当しない規模の建築物についても、**玉城町有建築物の用途及び罹災時の役割を勘案して**、対象とする規模を定め、耐震化を積極的に推進していきます。

II 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模と被害の状況

1. 玉城町において発生が予想される地震とその規模

三重県では、南海トラフを震源として約 100～150 年の間隔で繰り返し発生してきた東海地震、東南海・南海地震により、大きな被害を受けてきました。直近の東南海・南海地震の発生から、約 60 年が経過し、また、東海地震についても、最後の発生から約 150 年が経過しています。

つまり、これまでの発生間隔から推測すると、東海地震はいつ発生してもおかしくない状況、東南海地震の発生確率は 60～70%、南海地震は 50%程度であると言われてしています。そのような中、平成 14 年度に 4 市 13 町 1 村（平成 18 年 12 月現在合併により 6 市 4 町）が東海地震の「地震防災対策強化地域」に指定され、平成 15 年度には県内全市町村が東南海・南海地震に係る「地震防災対策推進地域」に指定されました。

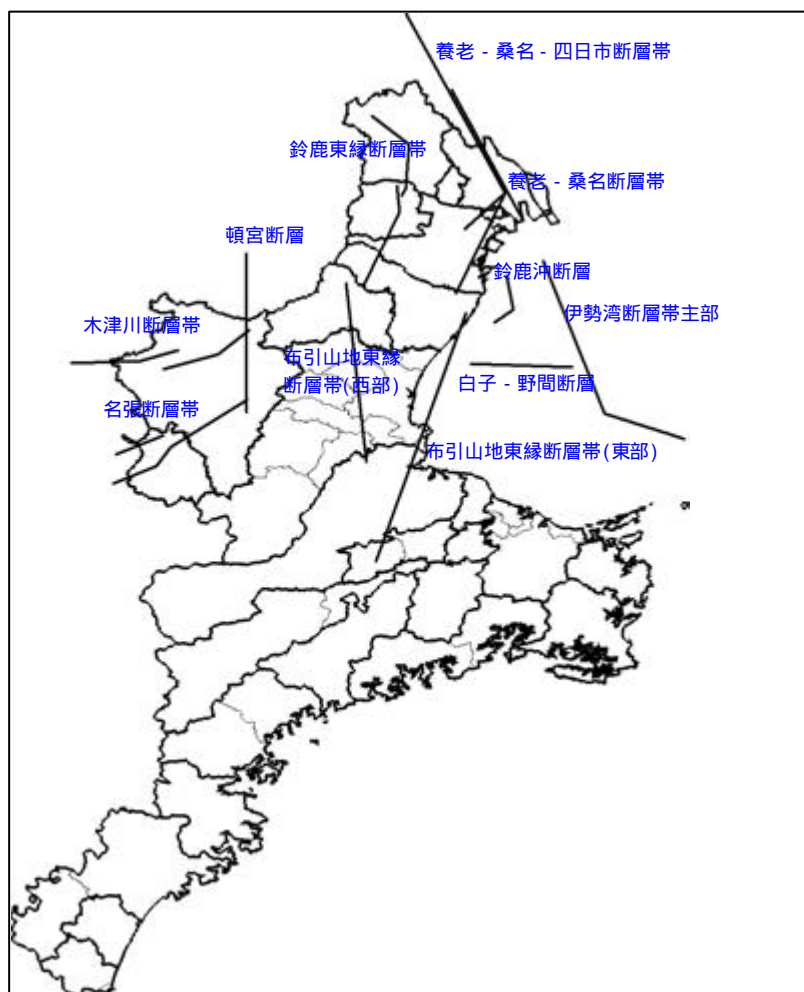
このような状況を受け、三重県では、平成 16 年度に「三重県地域防災計画被害想定調査報告書（以下、「被害想定報告書」という。）」が策定され、三重県において発生が予想される地震による被害について想定調査が行われました。

「被害想定報告書」の中で、玉城町における大きな影響を及ぼす地震としては、プレート境界型地震である東海地震、東南海・南海地震と、養老 桑名 四日市断層帯、養老 桑名断層帯、頓宮断層、布引山地東縁断層帯（西部）及び布引山地東縁断層帯（東部）を震源とする内陸直下型地震が想定されています。

表 - 1 玉城町において想定される大規模地震の規模

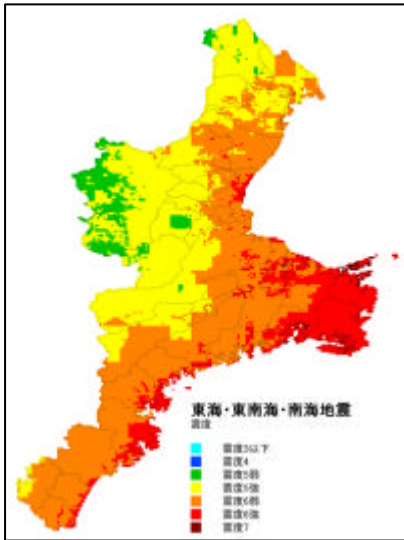
地震名称	地震の規模
東海・東南海・南海地震	M8.7
東海地震	M8.0
東南海地震	M8.1
南海地震	M8.4
養老・桑名・四日市断層帯地震	M7.8
養老・桑名断層帯地震	M7.4
鈴鹿東縁断層帯地震	M7.5
伊勢湾断層帯(伊勢湾断層帯主部)地震	M7.5
伊勢湾断層帯(白子 - 野間断層)地震	M7.0
伊勢湾断層帯(鈴鹿沖断層)地震	M6.7
布引山地東縁断層帯(西部)地震	M7.4
布引山地東縁断層帯(東部)地震	M7.6
頓宮断層帯地震	M7.3
木津川断層帯地震	M7.3
名張断層帯地震	M7.3

図 2 想定する内陸活断層

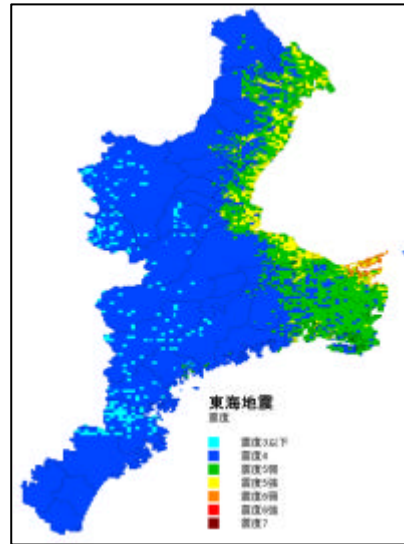


出典：三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成 18 年 3 月)

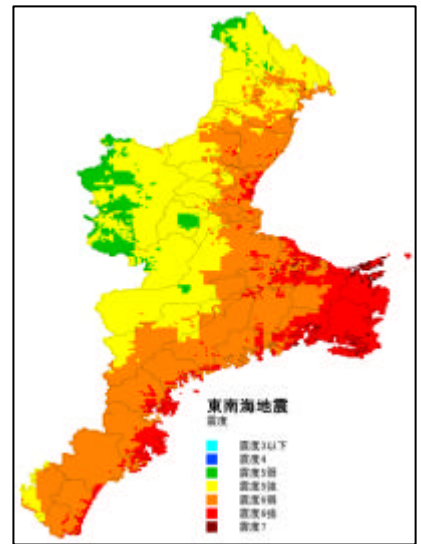
図 3 想定地震の震度分布



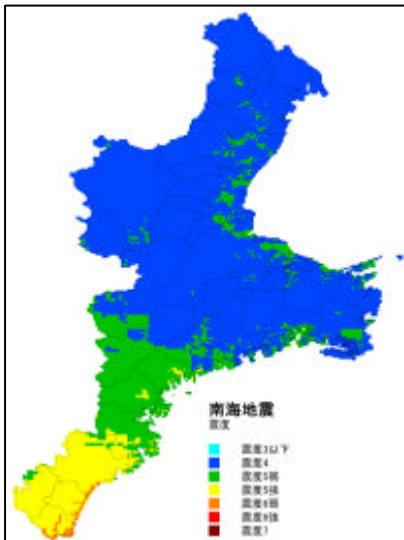
東海・東南海・南海地震



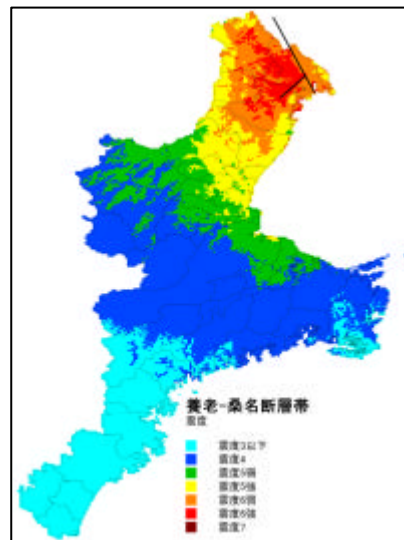
東海地震



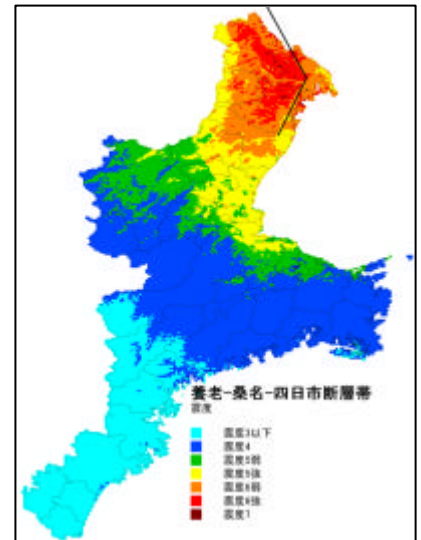
東南海地震



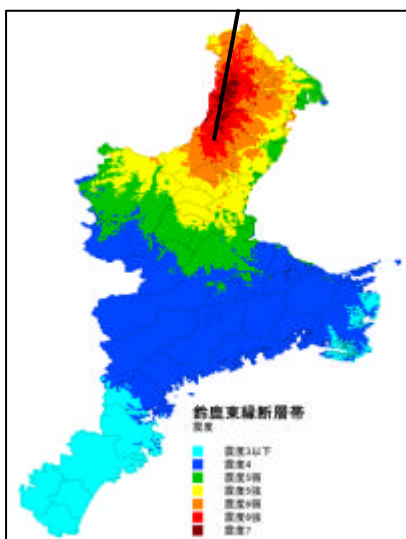
南海地震



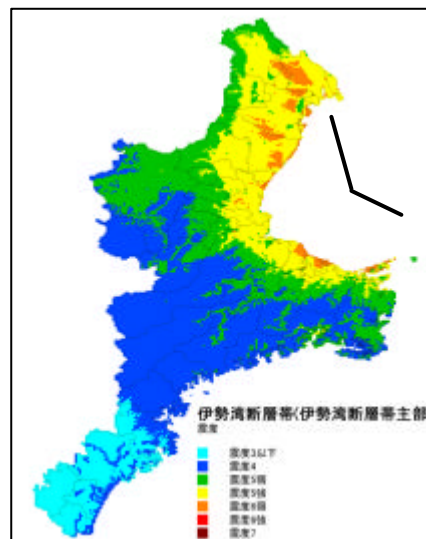
養老 桑名断層帯地震



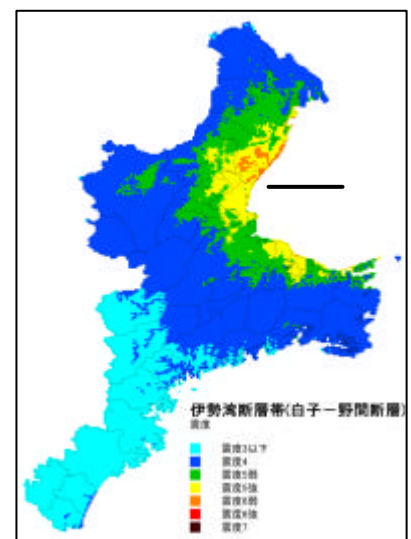
養老 桑名 - 四日市断層帯地震



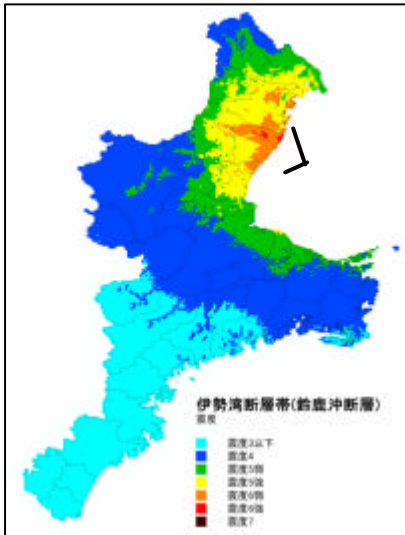
鈴鹿東縁断層帯地震



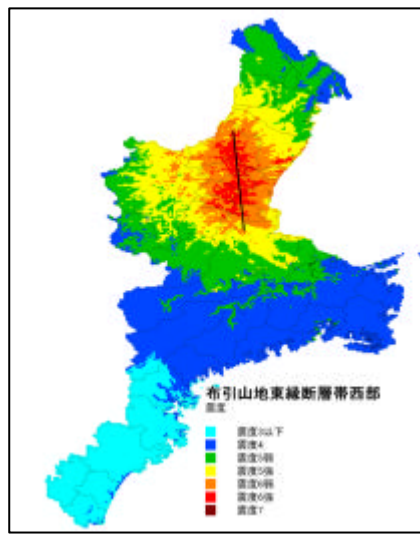
伊勢湾断層帯
(伊勢湾断層帯主部)地震



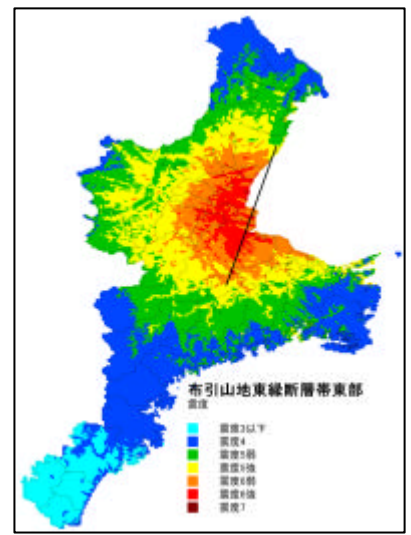
伊勢湾断層帯
(白子 - 野間断層)地震



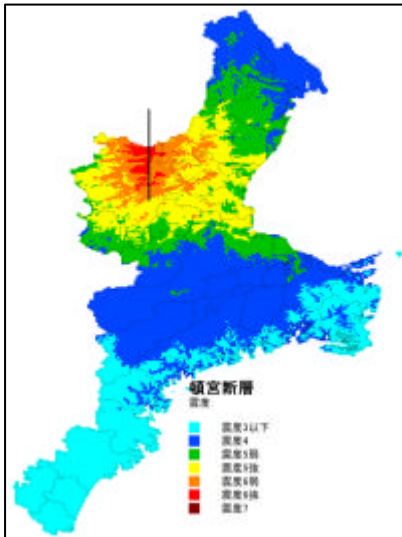
伊勢湾断層帯(鈴鹿冲断層)地震



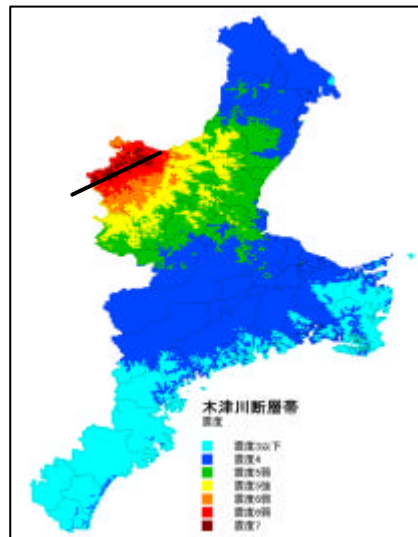
布引山地東縁断層帯西部地震



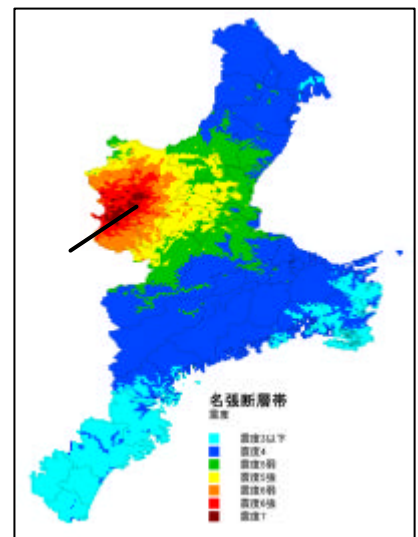
布引山地東縁断層帯東部地震



頓宮断層地震



木津川断層帯地震



名張断層帯地震

出典：「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成 18 年 3 月)

2. 東海・東南海・南海地震による被害の想定

玉城町において発生が想定されている地震の内、最も被害が大きいと考えられる東海・東南海・南海地震による被害想定は、人的被害として被害の大きいと予想される冬の午前5時の場合の揺れによる死者が約4人以上と想定されており、建物被害は、全壊・焼失が約298棟の被害が想定されています。

特に、人的被害は建物の被害によるものであることから、これらの被害を軽減するため、住宅・建築物の耐震化が重要です。

表 - 2 東海・東南海・南海地震の揺れによる人的被害

(人)

	死者数	負傷者数	罹災者数	避難者数
冬の5時	4	46	13,084	181
冬の18時	2	24	13,086	199
春夏秋の昼	2	19	13,086	199

出典：「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成17年3月)

表 - 3 東海・東南海・南海地震の揺れによる建物被害

(棟数：棟、件数：件)

揺れ		火災(冬18時)		液状化	斜面崩壊		合計	
全壊棟数	半壊棟数	出火件数	焼失棟数	全壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊・ 焼失棟数	半壊棟数
161	465	2	30	101	6	14	298	479

出典：「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成17年3月)

2 耐震化の現状

1 住宅の耐震化の状況

玉城町の木造住宅の状況は、平成 15 年の住宅・土地統計調査によると大地震で倒壊のおそれが高いといわれる昭和 55 年以前(昭和 56 年の建築基準法改正以前)の木造住宅が 1,481 戸となっているほか、木造以外の住宅については 255 戸となっています。

そのうち、耐震性がないものは、木造住宅については 1,273 戸、木造以外の住宅は 59 戸となっており、あわせて 1,332 戸となり住宅総数(4,215 戸)の約 31%を占めています。

また、平成 17 年時点において、住宅総数約 5,952 戸の内、耐震性があると判断される住宅は約 4,710 戸あり、その割合は約 79.1%となっています。

しかし、耐震性のないと推測される住宅が約 28%となっていることから、これらの住宅の耐震性を確保するために耐震化の促進を図ることが重要です。

表 - 4 玉城町における住宅耐震化の状況推計値

単位 上段：戸

玉城町における住宅戸数推計値			平成 15 年	平成 17 年
昭和 55 年 以前建築	耐震性 なし	木造住宅 ^(*)	1,273	1,187
		木造以外の住宅 ^(*)	59	55
		計	1,332	1,242
	耐震性 あり	木造住宅 ^(*)	208	204
		木造以外の住宅 ^(*)	196	191
		合計・・・	404	395
昭和 56 年以降建築・・・・・・・・			2,479	4,315
耐震性のある住宅戸数(+) (耐震化率)			2,883 (68.3%)	4,710 (79.1%)
住宅総数			4,215	5,952

(*)木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成 15 年時点で 4,215 戸となっています。

(*)木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

2. 特定建築物の耐震化の状況

(1) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況

玉城町内の特定建築物のうち、耐震改修促進法第6条第1号の特定建築物は25棟あり、その内昭和56年以降の建築物が21棟、昭和55年以前の建築物は4棟となっており、昭和55年以前の建築物の割合は16.0%となっています。

表 - 5 玉城町内の耐震改修促進法第6条第1号に該当する特定建築物

単位:棟

用途 ¹	特定建築物計				
		昭和56年以降建築	昭和55年以前建築		
			うち指示対象 ²		
耐震改修促進法第6条第1号	幼稚園				
	保育所	2	2		
	小学校等	10	8	2	2
	入所施設	1	1		
	福祉施設	2	2		
	体育館				
	学校(幼稚園・小学校を除く)				
	医療施設	1	1		
	集会施設				
	物販店舗	2	1	1	
	ホテル、旅館	1	1		
	博物館、美術館、図書館				
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食・風俗				
	サービス業用店舗	1	1		
	停車場等				
	自動車車庫				
	公益施設				
	事務所				
運動施設					
賃貸住宅等	1	1			
工場	4	3	1		
合計	25	21	4	2	

上記の特定建築物のうち、昭和56年以降の建築物と、昭和55年以前で耐震性があると確認されている建築物を合わせた、耐震性のある特定建築物の割合は約92.0%となっています。

表 - 6 玉城町内の耐震改修促進法第 6 条第 1 号に該当する特定建築物の耐震化の状況

単位：棟

区分	特定建築物 計		
		県町有建築物	民間建築物
昭和 56 年以降建築	21	10	11
昭和 55 年以前建築	4	2	2
耐震性あり	2	2	
耐震性なし	2		2
合 計 = +	25	12	13
耐震化率 (+) /	92.0%	100.0%	84.6%

昭和 55 年以前の耐震性の有無については、民間建築物のほとんどは耐震診断が行われていないことから、耐震性が無いものとし、公共建築物は耐震診断結果を確認し、耐震性のあることが確認された建築物の数を集計しています。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物の耐震化の状況

耐震改修促進法第 6 条第 2 号の特定建築物のうち、昭和 55 年以前の建築物は、ありません。

表 - 7 玉城町内の耐震改修促進法第 6 条第 2 号に該当する特定建築物数

単位：棟

用途	特定建築物計		
		昭和 56 年 以降建築	昭和 55 年以前建築
			うち指示対象
耐震改修促進法 第 6 条第 2 号	危険物貯蔵・処理施設	7	0

(3) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物の状況

避難路等の指定方針

平成 27 年度までに沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路として、「三重県地域防災計画」に定められた第 1 次、第 2 次、第 3 次緊急輸送道路を指定します。

第 1 次緊急輸送道路・・・伊勢自動車道

第 2 次緊急輸送道路・・・県道玉城南勢線、主要地方道度会玉城線

第 3 次緊急輸送道路・・・県道鳥羽松阪線、県道田丸停車場斉明線、主要地方道度会玉城線

玉城町における地震時に通行を確保すべき道路

大規模な災害の発生により、家屋の倒壊及び火災等が広範囲で多くの被害、被災者が生じた場合の救援、救急活動要因、救援用物資、応急用資器材等の輸送手段が著しく不足することが、想定される。

この災害時における応急対策の実施にあたり、必要な物資等を迅速に輸送するためにあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図るため、緊急輸送道路を定めます。

第 1 次緊急輸送道路・・・伊勢自動車道

第 2 次緊急輸送道路・・・主要地方道度会玉城線、県道田丸停車場斉明線、県道玉城南勢線、町道田丸鳥羽線

第 3 次緊急輸送道路・・・県道田丸停車場斉明線、県道玉城南勢線、主要地方道度会玉城線

町は県指定以外に優先して啓開する町道及び県に啓開を要請する道路として下記を定める。
主要地方道伊勢多気線、町道大手町・世古線、町道勝田玉城インター線

3 耐震改修等の目標

1 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化の目標は、平成 27 年度末までに 94.4%とします。

国では、住宅・土地統計調査の平成 15 年推計値として住宅の耐震化率を 75%とし、平成 27 年の目標値を 90%としています。また、三重県でも、平成 27 年の目標値を 90%としています。

玉城町においては、住宅の耐震化率の平成 15 年推計値は 68.4%であり、平成 17 年では 79.1%となっています。この推計に基づき、平成 27 年度末時点の状況を推計すると、耐震性のある住宅は 13,371 戸で、耐震化率は 94.4%となります。平成 27 年度末における耐震化率を 94.4%にするために、政策的に耐震化を図っていきます。

表 - 8 玉城町における住宅の耐震化の目標

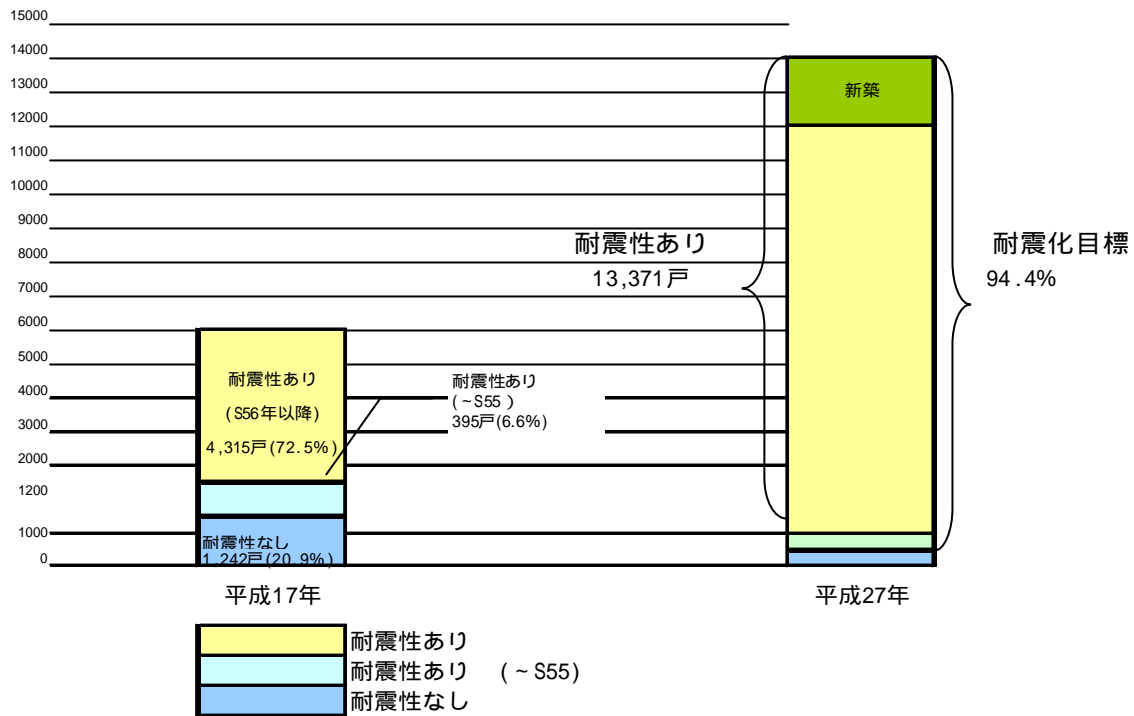
玉城町における住宅戸数推計値		平成 15 年	平成 17 年	平成 27 年	備考	
昭和 55 年 以前 建築	耐震性 なし	木造住宅 ^(*)	1,273	1,187	757	
		木造以外の住宅 ^(**)	59	55	35	
		計	1,332	1,242	792	
	耐震性 あり	木造住宅 ^(*)	208	204	183	
		木造以外の住宅 ^(**)	196	191	172	
		合計・・・	404	395	355	
昭和 56 年以降建築・・・・・・・・		2,479	4,315	13,016		
耐震性のある住宅戸数 (+) (耐震化率)		2,883 (68.3%)	4,710 (79.1%)	13,371 (94.4%)		
住宅総数		4,215	5,952	14,163		

(*1)木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成 15 年時点で 1,481 戸となっています。

(*2)木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(注)平成 15 年は、平成 15 年の住宅土地統計調査 (平成 15 年版) による戸数で、平成 17 年、平成 27 年は推計値

図 - 4 住宅の耐震改修目標の内訳



(1) 耐震診断支援の取組目標

三重県が平成 17 年度末に実施した「木造住宅耐震化実態調査」によると耐震診断を受けた方々の約半数が耐震改修、建替えを行なっている、行なう予定であることが判明しました。

玉城町では、平成 15 年度から実施の耐震診断の必要性をこれまで以上に普及啓発を積極的に行ないます。

また、目標としては、P14 の表 8 玉城町耐震化率の算定による平成 27 年度末の耐震性なしの住宅戸数が 792 戸となっている為、これにより近くなるように行なっていきたいと思います。

(2) 耐震改修の取組目標

三重県が平成 17 年度末に実施した「木造住宅耐震化実態調査」によると耐震診断を受けた方々の約 4 割の方が耐震改修を行なった、行なう予定であることが判明しました。

玉城町でも実施した方々に対して、税制優遇等を含めた支援を行なっていきます。

2. 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標

(1) 優先的に耐震化を進める特定建築物の分類

多数の者が利用する特定建築物については、その用途が多岐にわたります。基本的には、全ての特定建築物について耐震化を進めていく必要がありますが、いつ発生するか分からない大規模地震に対する対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

そこで、多数の者が利用する特定建築物の内、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な、避難施設、医療施設、災害応急対策の拠点施設等から優先的に耐震化を進めることとし、表-10に定める分類により優先順位を設定しました。

分類の方法は、玉城町有建築物については地域防災上の観点から各建築物を分類した結果を用い、民間建築物及び分類をしていない玉城町有建築物については、下記の表に示す用途の仕分けにより分類しました。

この分類に基づき、多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標を設定します。

表 - 10 特定建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類		建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署		施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
			以外の建築物（付属建築物等）		の附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設		主として避難施設として使用される建築物		小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
			以外の建築物（付属建築物等）		体育館
C	A, B類以外の施設		利用する人の生命・身体の安全を図る建築物	賃貸住宅等	共同住宅、寄宿舎・下宿
				上記以外	ホテル・旅館、事務所、停車場等
			、以外の建築物（付属建築物等）		運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

A 地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B 地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C 地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要があるもの、として分類しています。

耐震化の優先度は、A-、B-、A-、B-、C-、C- とします。

(2) 耐震化の目標

多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標は、市町内の全ての特定建築物について、平成 27 年度末までに 92.0%とします。

その内訳は、市町有建築物については、全ての分類において 100%とします。

分類ごとの耐震化の目標を表 11 に示します。

賃貸住宅等の詳細な用途は、表 - 10 を参照してください。

表 - 11 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標

分類	平成 19 年 1 月現在				平成 27 年度末目標				
	建築物 総数	耐震性なし 建築物数	耐震性あ り建築物 数	耐震化率	建築物 総数	耐震性あり 建築物数	耐震化率		
A	計	12		12	100.0	12	12	100.0	
	県町有建築物	8		8	100.0	8	8	100.0	
	民間建築物	4		4	100.0	4	4	100.0	
	計								
	県町有建築物								
	民間建築物								
B	計	6	4	2	33.3	6	6	100.0	
	県町有建築物	4	2	2	50.0	4	4	100.0	
	民間建築物	2	2		0.0	2	2	100.0	
	計								
	県町有建築物								
	民間建築物								
C	賃貸住宅等	計	1		1	100.0	1	1	100.0
		県町有建築物							
		民間建築物	1		1	100.0	1	1	100.0
	上記以外	計	1		1	100.0	1	1	100.0
		県町有建築物							
		民間建築物	1		1	100.0	1	1	100.0
		計	5		5	100.0	5	5	100.0
		県町有建築物							
		民間建築物	5		5	100.0	5	5	100.0
合計	計	25	4	21	84.0	25	25	100.0	
	県町有建築物	12	2	10	83.3	12	12	100.0	
	民間建築物	13	2	11	84.6	13	13	100.0	

耐震性無し建築物には、耐震性の有無が未確認の建築物を含みます。

3. 地震時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物の耐震化の目標

1. JA 伊勢玉城選果施設（平成 1 年建設）～ 県道田丸停車場斉明線
2. 玉城町役場庁舎～（昭和 55 年建設）～ 町道田丸土羽線
3. 松下電工（株）伊勢工場～ 県道度会玉城線

上記 3 路線を緊急輸送道路に指定（玉城町地域防災計画）している為、被災が生じた場合の救援、救急活動、救援用物資、応急用資器材等の迅速に行なえるよう平成 27 年度末には 100%の耐震化率とすることに努めます。

玉城町地域防災計画指定緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路・・・伊勢自動車道

第 2 次緊急輸送道路・・・主要地方道度会玉城線、県道田丸停車場斉明線、県道玉城南勢線、町道田丸土羽線

第 3 次緊急輸送道路・・・県道田丸停車場斉明線、県道玉城南勢線、主要地方道度会玉城線

町は県指定以外に優先して啓開する町道及び県に啓開を要請する道路として下記を定める。
主要地方道伊勢多気線、町道大手町・世古線、町道勝田玉城インター線

4 玉城町が所有する建築物の耐震改修等の目標

1. 玉城町が所有する建築物の耐震化の目標設定

玉城町が所有する建築物については、地震発生時に防災拠点として適確に機能させるため、耐震性が確保されていない建築物の耐震化を計画し、その計画に基づいて、耐震化を進めます。

(1) 対象建築物

対象とする建築物は、昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物で耐震改修促進法第 6 条第 1 号の規定に該当しない以下の建築物を含め、耐震化を実施します。

なお、昭和 56 年 6 月以降の建築物についても、建築物の形態等により耐震性が不十分である場合には、耐震診断・耐震改修を実施していきます。

- ・非木造で延べ床面積 200㎡を超えるもの。
- ・町営住宅に関しては、延べ床面積 200㎡未満も含む。
- ・小規模な建築物や自転車置き場等の施設は除く

(2) 対象建築物の現状

平成 20 年 3 月現在の耐震化の状況は、耐震診断が必要な建築物数は、3 棟となっています。

今後改修の予定を検討していきます。

表 - 12 耐震化計画対象玉城町有建築物の耐震化状況 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

昭和 56 年 5 月以前に建設された町有建築物	耐震診断状況内訳			耐震診断済建築物の内訳		
	未診断棟数 (要診断)	今後廃止等 診断不要 予定棟数	耐震診断済 棟数	耐震化不要 棟数	耐震化済 棟数	耐震化未対応 棟数
3	1	2				3

(3) 耐震化計画

耐震改修の必要な建築物は、本計画の優先順位の設定と同様の方法により分類し、優先順位を設定したうえで、耐震化を図ります。

耐震化の優先順位は、A - 類、B - 類、A - 類、B - 類、C - 類の順とし、目標年度を分けて耐震化を図ります。

表 - 13 防災上の重要度による分類

類	用途分類	類	重要度による分類	対象建築物数
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署		施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	1
			以外の建築物(附属建築物等)	
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のある A 類以外の施設		主として避難施設として使用される建築物	2
			以外の建築物(附属建築物等)	
C	A , B 類以外の施設		利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	
計				3

耐震診断の実施計画

未診断の 3 棟については、防災上の重要度に応じて、下記の目標年度を定めて耐震診断を実施します。

表 14 耐震診断目標年度

分類	棟数	目標年度
A -	1	平成 21 年度から平成 22 年度を目途に耐震診断完了
B -	2	
A -		平成 23 年度から平成 27 年度を目途に耐震診断完了
B -		
C -		
合計	3	

耐震化の実施計画

耐震診断済みの建築物のうち、耐震化未対応の3棟については、防災上の重要度に応じて、下記の目標年度を定め、耐震化を進めます。

表 15 耐震改修目標年度

分類	棟数	目標年度
A -	1	平成 23 年度から平成 24 年度を目途とする
B -	2	
A -		平成 24 年度から平成 27 年度を目途とする
B -		
C -		
合計	3	

防災上最優先すべき A - 類、B - 類の建築物の耐震化目標年度は下記のとおりとします。

表 16 防災対策上最優先すべき施設の耐震化目標年度

施設の分類	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
A 類 (1 棟)				1	
B - 類 (2 棟)					2
合 計 (3 棟)				1	2

なお、A - 類、B - 類、C - 類については、平成 27 年度を目途に順次耐震化を図ります。

III 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

1. 建築物所有者等と国・県・市との役割分担

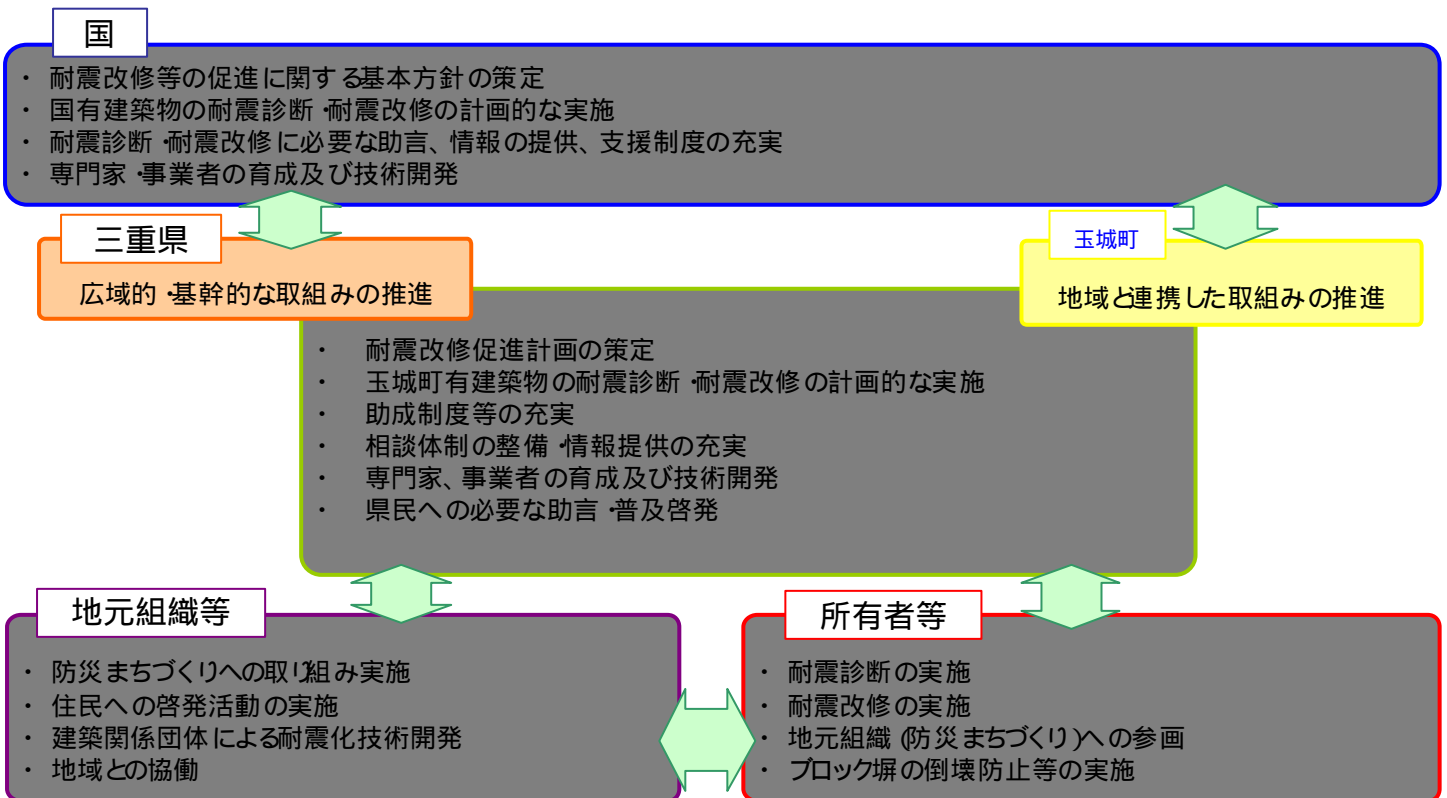
住宅や建築物の耐震化は、基本的には所有者等の皆さんが自らの問題として取組む事が不可欠です。具体的には、耐震診断を受診し、診断結果が耐震性がない場合などについては、耐震改修・建替え・除却など自ら判断・意思決定をして取組むことが重要です。

その際、必要な情報の提供と、自らが行動することへのきっかけづくり（無料耐震診断）や支援（補強補助等）について、行政がお手伝いをしていきます。

また、個人の行動だけでは、地震に対して安全なまちづくりの実現が難しいため、地元の自治会組織等の場で話し合っていくことで、地域としての耐震化の取組みに展開していくと考えます。そこで、専門家やNPO・ボランティアなど専門的な知識を有した地域に密着した人たちと共に取り組んでいくことにより、一層安全なまちづくりが実現されていきます。

以上のような取組みを行っていくため、国・県・市・県民のみなさん等それぞれが役割を担って、耐震化に取り組んでいくことを基本方針とします。

図 - 7 国・県・玉城町との役割分担



2 耐震診断・耐震改修の促進のための支援策

玉城町では、住宅や防災上重要な建築物に対して、耐震診断・耐震改修にかかる補助制度を創設し、支援しています。今後も、これらの支援を継続するとともに、国の補助制度である「住宅・建築物耐震改修等事業」「耐震改修促進税制」を活用して、住宅・建築物の耐震化の促進に努めます。

表 - 20 補助制度の概要

区分	概要	条件	補助率			
			個人	国	県	町
木造	耐震診断	専門家による耐震診断と概算の補強費用の情報提供	—	1/2	1/4	1/4
住宅	補強工事	耐震改修工事に必要な費用の一部を補助 1 所得により制限があります。	1/3	— (2)	1/3	1/3

2 国事業に該当する場合、工事費の11.5%が補助されます。

1 . 耐震改修促進税制

耐震改修の促進を図るため、以下の条件に適合した耐震改修を実施した場合に、所得税の控除や固定資産税の減額が受けられる「耐震改修促進税制」が平成 18 年度に創設されており、これらの制度の情報を積極的にPRし、耐震化の促進を図っていきます。

(1) 住宅に係る所得税額の特別控除

表 - 21 所得税額の特別控除の概要

対象区域	「三重県木造住宅耐震補強補助制度」を実施している市町内で、市町が認める防災上耐震化が必要な地区（例えば、密集した住宅地や指定された避難路沿い）となります。
対象住宅	対象となる住宅は、次の全てに該当する住宅です。 1) 特別控除の適用を受けようとする者が、自ら居住の用に供する住宅（住宅を2以上有する場合には、1の家屋に限る。） 2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅 3) 建築基準法等に基づく現行の耐震基準に適合しない住宅
対象工事	建築基準法等に基づく現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事が対象となります。
特例期間	平成18年4月1日から平成20年12月31日までに耐震改修工事を実施した場合に限ります。
控除額	住宅の耐震改修に要した費用の10%相当額（20万円を上限とします。）がその年分の所得税額から控除されます。
備考	市町の発行する証明書を添付して確定申告を行った場合に限りに、当該制度が適用されます。

(2) 事業用建築物に係る所得税・法人税の特別償却

表 - 22 事業用建築物に係る所得税・法人税の特別償却の概要

対象建築物	特定建築物の耐震改修を行ったもの（耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないもの）です。
対象工事	建築基準法等に基づく現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事が対象となります。
特例期間	平成18年4月1日から平成20年12月31日までに耐震改修工事を実施した場合に限ります。
控除額	建築物の耐震改修に要した費用の10%相当額について、所得税・法人税の特別償却できます。

(3) 固定資産税額の減額措置

表 - 23 固定資産税額の減額措置の概要

対象区域	対象区域の限定はありません。		
対象住宅	昭和57年1月1日以前から所在する住宅が対象となります。		
対象工事	建築基準法等に基づく現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事が対象となります。		
特例期間	平成18年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修工事を実施した場合に限ります。		
控除額	耐震改修工事の完了時期	減額措置の内容	
	平成18年～平成21年	3年間	左記の期間、固定資産税額（1戸当たり120㎡相当分まで）を2分の1に控除
	平成22年～平成24年	2年間	
	平成25年～平成27年	1年間	
備考	耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に、市・町等の発行する証明書を添付して市・町へ申告を行った場合限り、当該制度が適用されます。		

2. 耐震改修の融資制度

耐震改修を行う場合に、下記に示す融資制度が用意されていることから、これらの制度の情報を積極的にPRし、耐震化の促進を図っていきます。

表 - 24 耐震改修融資制度の概要

対象	主な要件等
戸建て住宅	独立行政法人 住宅金融支援機構 耐震改修工事 融資比率：原則80%（1,000万円上限） 金利：3.57%（平成18年11月6日現在） 対象住宅：工事完了後の住宅部分の床面積50㎡（共同建40㎡）以上等
マンション	独立行政法人 住宅金融支援機構 マンション共用部分リフォーム融資（耐震改修工事） 融資比率：原則80%（1戸当たり150万円を上限） 金利：3.37%（平成18年11月6日現在）
建築物	日本政策投資銀行融資（環境配慮型社会形成促進事業） 融資比率：40% 金利：政策金利

政策金利とは、政策性が高いにも関わらず民間金融機関だけでは支援することが難しいプロジェクトに対して、長期資金の融資や出資などの支援を行う場合に、市場金利から政策性に見合った政策優遇を行い貸し出される場合の金利です。

3 安心して耐震改修をおこなうことができる環境の整備

1. 耐震診断及び耐震改修の啓発

防災に関する行事をはじめ、町の各種イベント等において、住宅等の耐震診断及び耐震改修の必要性を普及に努めます。

2. 専門技術者の登録・紹介体制の整備

三重県では、耐震診断等の個人的な相談をはじめ自治会等の耐震化の啓発活動の「語り部」として活躍いただける専門家を紹介する「みえの住まいの人財バンク」制度を実施しています。「人財バンク」には、木造住宅の耐震診断・耐震改修の技術・知識の向上のため各種研修に参加した受講者のうち、掲載の承諾を得られた専門家を登録しています。

玉城町では、町民のみなさんにこの「人財バンク」を活用していただくため、窓口にて名簿の閲覧を受け付けています。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業

1. ブロック塀の安全対策

住宅や建築物の倒壊以外にも、地震発生に伴いブロック塀が倒壊することにより、その下敷きになり死傷者が発生、道路が塞がれることにより避難や救援活動の妨げになることが発生します。これらの被害を防止、避難路を確保するためにもブロック塀の安全性を確保する必要があります。

三重県が「建築物・宅地の防災について」のホームページでブロック塀に限らず擁壁等の安全チェックの方法で「宅地の防災チェック」について周知を図っていますので、玉城町も共同して行なっていきたいと考えます。

2. 窓ガラス・天井の落下防止対策

耐震化が十分な住宅や建築物でも、地震による倒壊は免れたとしても窓ガラスやつり下げ天井の落下による被害が、発生する場合があります。

この被害に対処するための改善方法等の周知を三重県と協力してパンフレット等により町民のみなさまに周知するとともに必要な対策を講じるよう努めていきます。

3. エレベータの安全確保

近年、中規模の地震によりエレベータが緊急停止した際に異常発生し、エレベータ内に人が閉じ込められる事例が多く発生しています。

このような被害、不安を解消するため平成18年4月に開催された社会資本整備審議会建築分科会の「エレベータの地震防災対策の推進について」の報告において、早急に講ずべき施策として提案されました。建築基準法の改正等の動向も考慮してこれからの実施に向けて検討していきます。

4. 家具等の転倒防止

住宅・建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具やオフィス・病院等における器具・機材等の転倒により、負傷を負い、避難や救助活動の妨げになることが考えられます。誰でも早急に出来る地震対策として転倒防止、固定方法等をパンフレット等により、周知を図っていきます。

5. 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減策

地震に伴うがけ崩れ等の危険性の高い区域にある建築物の被害を軽減するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」の活用を検討していきます。

「がけ地近接等危険住宅移転事業」において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険が著しい区域を建築基準法の規定に基づき、地方公共団体が条例で指定した災害危険区域または建築を制限している区域内にある住宅です。（条例制定前に建築された住宅に限ります。）

(1) かけ地近接等住宅移転事業の概要

概要	かけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅を安全な場所に移転を促進するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅（購入も含みます）に要する経費に対し補助金を交付する制度
対象区域	・ 建築基準法第 39 条第 1 項又は第 40 条に基づく条例により建築が制限される区域 ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」
補助率	除却費：780 千円 / 戸 建設助成費： 一般地域：4,060 千円 / 戸 特殊土壌等：7,080 千円 / 戸

(2) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の概要

概要	住宅・宅地の供給を特に促進する必要がある三大都市圏及び地方都市のうち、治水安全度が低いため住宅・宅地開発が進展していない地域において、治水安全度の早期向上を図り、新たな住宅・宅地供給可能地の創出を推進するために必要な河川、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の先行的整備を推進する。
対象区域	(1)に掲げる地域において、(2)に掲げる治水施設等の先行的整備に関する事業で、当該治水施設等の管理者が計画的に実施するもの。 (1) 次のイからニに該当する地域のうち、水害又は土砂災害に対する安全度が低いため、住宅・宅地開発が進展していない地域。 イ 首都圏整備法に規定する既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域 ロ 中部圏開発整備法に規定する都市整備区域又は都市開発区域 ハ 近畿圏整備法に規定する既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域 ニ 住宅不足の著しい県庁所在都市又は通勤圏内人口 10 万人以上の都市の通勤圏 (2) 次に掲げる治水施設等で、住宅宅地関連公共施設整備促進事業の対象となるもの以外のもの。 イ 河川 ロ 砂防設備 ハ 急傾斜地崩壊防止施設
補助率	当該特定事業と同種の治水施設等の整備に関する事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合

5 重点的に耐震化を促進する区域の設定

1 . 重点耐震促進区域

玉城町は、「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域」に指定されています。

町内全域で耐震化を進めていきますが、「三重県地域防災計画」、「玉城町地域防災計画」で記載しています緊急輸送道路沿道を重点区域とします。

2 . 重点的に耐震化を進める区域に対する取組方針

地域全体として地震による被害を削減し、最小限に食い止める為に、地域での取り組みが重要となります。

しかし、地元組織では専門的知識が十分でないと考えられます。このことから、玉城町は、三重県・専門家と共同して住宅耐震説明会の開催、自治会への「みえ出前ト・ク」等を利用し、支援を行なっていきたいと考えます。

三重県・町・地元が連携して耐震化促進に取り組めるように努めていきます。

IV 建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発方策

1 地震防災マップ作成・公表

三重県が県全域について東海・東南海・南海地震同時発生時に予想される震度を示したマップを作成し、「三重県地震防災ガイドブック」と合わせて「わが家の防災情報シート」が配布されています。

玉城町では、「わが家の防災情報シート」の内容に沿った、より地域を考慮した防災マップを作成・公表します。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

1. 相談体制の整備・充実

玉城町では、建設産業課の窓口において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について、相談に応じています。

また、三重県及び関係団体と協働して玉城町内で開催される地震防災講演会等において、耐震化をはじめとした住宅の相談に応じています。

今後も、既存の相談窓口を通して、耐震診断・耐震改修の相談に応じるとともに、相談窓口を充実していきます。

2. 耐震診断・耐震改修に関する情報提供

三重県では、インターネットに「住まい安全安心21」というホームページ(<http://www.pref.mie.jp/Jutaku/hp/21/index.htm>)を開設し、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行なっています。また、「建築物・宅地の防災について」というホームページが開設され、耐震診断・耐震改修以外の総合的な建築物の安全対策についての情報提供が行なっています。なお、昭和56年5月以前に建築された木造住宅にお住まいの方に無料耐震診断を受けていただける制度について詳しく紹介しています。

また、「住まい安全安心21」のホームページの中で、我が家の耐震診断として簡易に自分の家の耐震性について確認出来るようにしています。

また、パンフレット等の配布による、耐震診断・耐震改修について情報提供も行なっています。

町としても上記等の情報システムを活用し、住民の皆様幅広く情報提供を行なっていきたいと考えます。

3 パンフレット等の活用、講習会の開催

1. パンフレットの活用

三重県により、耐震診断・耐震改修、家具固定等に関する情報提供を目的とした「住まい安心安全 21 通信」が発行されてきました。

玉城町でもこれらのパンフレットを積極的に配布、活用して普及啓発に努めていきます。

2. 講習会等の開催

三重県には耐震診断等の個人的な相談、自治会等の耐震化に対する啓発活動等、「語り部」として活躍いただける専門家を紹介する「みえの住まいの人財バンク」制度があります。

玉城町は、三重県と協働してこれら制度を利用し、説明会、「みえ出前トーク」等により住民のみなさんへの啓発を行なっていきます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修等の実施にあたっては、単独で耐震改修を行う場合に比べて、増改築やリフォーム工事にあわせて耐震改修を行うことが、費用及び手間を軽減できることから、耐震化を促進するための有効な手段の一つです。

そのため、住宅等のリフォームを考えている人に対して情報提供を行い、コストや手間を低減できることを啓発するとともに、「人財バンク」による住まい改修アドバイザー等による相談体制の充実等を図り、リフォームにあわせて耐震改修が行われるよう誘導していきます。

特に、住宅が密集した地域においては、建物の不燃化等にあわせて耐震化を行うことにより、個別の建築物の安全性が向上するとともに、まち全体の安全性が向上するという観点から、積極的に誘導を図ります。

5 町内会等との連携

1. 町内会等との連携の基本的な方針

住宅・建築物の耐震化をはじめ、地震防災に対する対策を実現するには、住民のみなさんが自ら積極的に活動し、自らの命は自らが守り、自分たちの地域は自分たちで守ることが重要です。

そのため、自治会や自主防災組織を中心とした地元組織が中心となって、住宅・建築物の耐震化や地震防災対策に取り組む必要があります。しかし、地元組織においては、耐震化や地震に対する専門的知識が十分でない場合が多いと考えられることから、玉城町においては、専門家と協働して、自治会への住宅耐震説明会等を実施し、地元組織の活動に対して支援を行っていきます。

また、三重県では住宅耐震コーディネーターを養成するとともに「自主防災リーダーハンドブック」「タウンウォッチング及びワークショップ運営マニュアル」を作成しています。

これらのマニュアルを利用して地元組織の活動を支援し、町内会等との連携を図り耐震化の促進に努めます。

V その他耐震改修等の促進に関し必要な事項

1 関係団体によるNPO等の設置と事業概要

1. 木造住宅の耐震診断等をするNPO

平成 14 年に設立された「NPO法人 三重県木造住宅耐震促進協議会」や、平成 16 年に設立された「NPO 安心なまちづくりの会」では、市町からの木造住宅耐震診断の委託事業や耐震診断や耐震補強計画の判定業務に取り組むほか、相談窓口の設置など耐震化に向けた普及啓発等にも取り組んでいます。

2. 三重県木造住宅耐震化推進会議

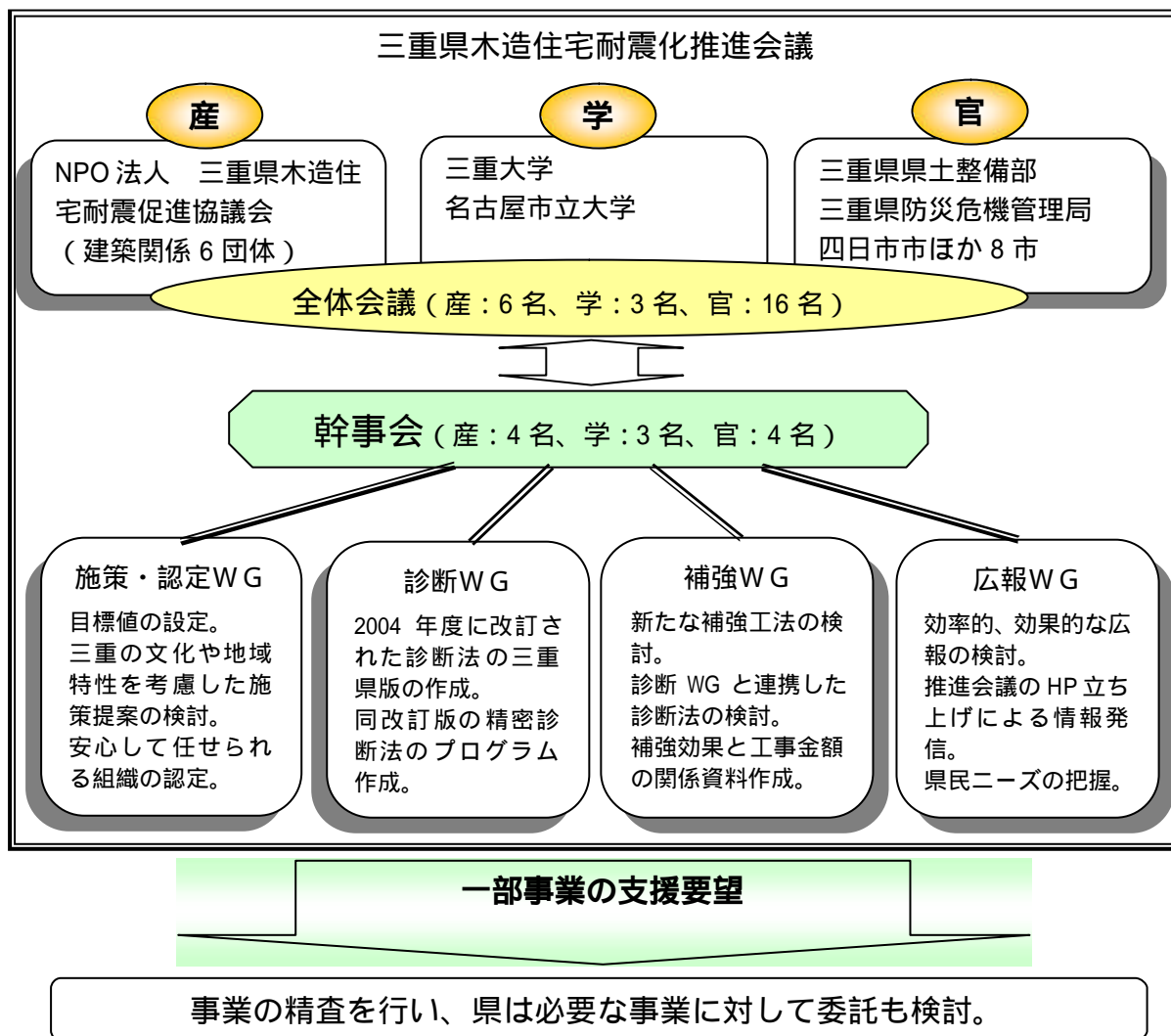
平成 17 年に産（建築士等の団体、NPO）、学（三重大学等）、官（県と市町）で「三重県木造住宅耐震化推進協議会」を設置して、「施策・認定」「診断」「補強」「広報」のワーキンググループで新たな補強工法の検討や効率的な県内の広報活動統一化などの検討を行ってきました。玉城町もこの会議に参加しており、今後も引き続き精密診断法の普及、低廉な耐震補強工法の開発について研究を進めていきます。

図 - 12 三重県木造住宅耐震化推進会議の概要

目的 平成 17 年 3 月に国土交通省が、建物の耐震化を今後重点的に進めるため「住宅・建築物の地震防災推進会議」を設置し、住宅の耐震化率を「今後 10 年程度で 9 割に引き上げる」との目標を設定したのを受け、三重県でも産・学・官の協働なくては耐震化が推進されないと考えられることから、関係機関の役割分担を明確にし、どのように連携し、いかに耐震化を推進するかを検討する。

活動目標

- (1) 住宅マスタープランへ反映できる内容の施策を提案する。
- (2) 県内の自治体が統一して実施可能な施策を提案する。
- (3) 県内の密集市街地において緊急について実施可能な施策を提案する。
- (4) 津波、液状化など地震により付随して発生する災害などへ幅広く展開可能な施策を検討する。



設立準備会	平成 17 年 4 月 26 日	平成 17 年 5 月 16 日
全体会議	第 1 回平成 17 年 5 月 31 日	第 2 回平成 17 年 7 月 28 日
幹事会	第 1 回平成 17 年 6 月 14 日	第 2 回平成 17 年 7 月 28 日
施策・認定WG 検討会	平成 17 年 7 月 20 日	
診断WG 検討会	平成 17 年 7 月 19 日	
補強WG 検討会	平成 17 年 7 月 25 日	
広報WG 検討会	平成 17 年 7 月 20 日	

VI 耐震改修の促進に向けて

本計画では、平成 27 年度末までに住宅及び建築物の耐震化率を 94.4%にすることを目標に掲げ、耐震診断・耐震改修を促進していくことにしています。

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、国、県、玉城町の努力はもちろんのこと、住宅・建築物の所有者による取組みが最も重要です。また、自治会単位の地元組織等による地域ぐるみの取組みにより、耐震改修を進めることでより安心して暮らせるまちになります。

そのため、本計画で示した優先的に取組むべき災害応急対策活動に必要な施設及び重点的に耐震化を進める区域については、計画的に耐震化を促進します。特に、緊急輸送道路の通行の確保は発災後の救援活動に重要な要素であることから、緊急輸送道路沿道の特定建築物について、優先順位を定め重点的に耐震化を促進します。